

第3回 里親認定基準の検討について（議事要旨）

【開催日】

平成29年12月22日（金）

【出席者】

東京都児童福祉審議会里親認定部会委員 5名（児童福祉施設長、弁護士、学識経験者等）
東京都児童相談センター児童福祉相談担当課長、同児童福祉専門課長、
東京都品川児童相談所長
東京都福祉保健局少子社会対策部計画課長、同育成支援課長、他

【配布資料】

- 資料1 里親認定部会（里親認定基準見直し検討）開催スケジュール（案）
- 資料2-1、2-2 年齢要件についての検討
- 資料3 経済状況要件についての検討
- 資料4 住居要件についての検討
- （別紙）住生活基本計画（全国計画）による世帯構成員別の最低居住面積水準及び東京都が必要と考
える居室数の目安
- 資料5-1、5-2 単身者の要件についての検討
- 資料6 その他の基準見直し検討項目
- 資料7 里父母ともに65歳以上で児童受託中の里親の状況
- 資料8 その他基準見直し検討項目に係る根拠法令等

【議事概要】

- 1 単身者要件の検討について
- 2 年齢要件の再検討について
- 3 経済状況要件の再検討について
- 4 住居要件の再検討について
- 5 その他の要件の検討について

(主な意見)

1 単身者要件の検討について

○案1は、基本的には国基準と同じで、補助者がいなくても、または養育経験がなくても、子供を適切に養育できると認められるのであれば認定できることになるが、「子供を適切に養育できると認められる」ということをどう認定するのかが見えにくくなるということか。幅広くなる一方で、判断が難しくなるかもしれない。

○案2は、里親申込者は、配偶者がいない場合には、全ての要件を満たすことということで、一つ目の要件として、「ア 児童養育の経験があること」としているが、例えば実子等の養育には、フレンドホームなどでの児童養育の経験も含むことや、あるいは児童福祉施設等への従事経験には、児童相談所に勤務した経験も含むことなど、かなり広く捉える案である。

二つ目の要件が、「イ 起居を共にし、主たる養育者の補助者として子供の養育に関わることができる、20歳以上の親族等がいること」となるが、これは同居している方ということで、親族には限らないことになる。その一例として、LGBTの方も含まれることになるだろう。

○案3は、配偶者がいない場合には、案2のイの要件だけが必要ということ、単身者は認めないということ、また児童養育の経験は問われないことになる。

○案4は、児童養育の経験と補助者の要件と、いずれか必要という選択的な形になっている。

○配偶者がいない場合には、児童養育の経験が必要であるのか、それが絶対要件だとすれば、案2となるだろう。他に補助者がいれば補完できると考えるのであれば、案3、案4となるだろう。

○国基準を厳格化することに対して疑問がある。そもそも夫婦の場合は、養育経験は全く問われない。それが単身者には問われることに矛盾を感じる。過去の養育体験が強みになる場合もあれば、弱みになる場合もある。特に実子の養育経験があることが、里親養育において障害になる場合もある。要は支援体制であるとか、委託人数を考慮するなどして対応するのが良いのではないか。

○夫婦であれば養育経験が必要ではなく、単身者には必要であるとするには疑問がないわけではない。

○養育を担う中で、様々な力量を発揮して子供の養育に当たってもらいたいという意味で、案2や案3などの要件が用意されているのではないかと理解している。夫婦で登録する場合と対比すれば、確かに矛盾するとは思いますが、児童養育の経験を良い意味で活かしてほしいという意味合いではないか。

○養育を単身でやらざるを得ないという場面を想定して、かなり負担を抱えるとなれば、養育の経験が生きてくる可能性があることになるか。もしそうだとすれば、イの補助者の要件にも関係して

くるかもしれない。 どういう人を補助者と想定するかにもよるが、補助者がいて、相談しながら分担ができるのであれば、求める要件が相対的に下がってくるかもしれない。

○養育経験について、基本的には必要ないという考え方も十分あり得る。あるいは補助者がいない場合にはあったほうがいいのか、あるいはこの補助者の要件に関わらず必要か。基本的はその3つが考えられる。

○「子供の養育に関わることができる」とは、どういう解釈になるか。例えば、大学生で学業に専念しているが、手伝うことができるような場合も、「関わる」というレベルで考えるのか。

○里父が単身赴任となり、里母が20歳以上の大学生の息子を補助者としている例はある。

○同居人については、これまでも養育に協力できるかどうかを直接に面接して確認している。

○養育経験について、仮にこの要件を求める場合には、案2や案4の解説内容のようにかなり広く捉える考え方でいいのか。それともある程度の期間、寝食を共にした経験までを求めるのか。

○実際には、配偶者の方が亡くなられた後で余力があるので養育できるという単身の方が多い。

○養育経験があるので安心して預けられるという現場の声はあるだろう。

○全く養育経験がない単身の方に委託を相談する場合は、かなり慎重にならざるを得ない。一時保護委託として依頼する場合には、地域、通学の問題など様々な状況を考えて委託する可能性はあるだろう。

○例えば単身女性で未婚で、保育所などを利用しながら養育するというケースなどを考えると、可能性のある方を、運用上で判断するとして規定上は緩和するような形で受け皿を増やす考え方もある。

○短期的な委託や通学優先という事情、子供の状況なども含めて考えると、単身で児童養育の経験がなくても委託する可能性がないわけではないということか。

○例えば子ども家庭支援センターや教員などを務めていた方が退職されて、単身である程度時間の余裕ができる方に、地域の中で子供を預ける、あるいは長期ではないが短期で預けるという場合はあるかもしれない。

○単身者で養育経験はないが、様々な条件が合致して委託することは、全く想定できないわけではないだろう。

○今、チーム養育など様々な支援を入れていこうとしているが、単身での養育は、家庭の中に基本的には一対一の関係であることが生活の前提になる。できれば補助者がいてほしい。何かあったと

きに相談できたり、あるいは子供の側からも行き詰まったときに、補助者と話ができるような関係があるとよい。あるいは単身者であっても、児童養護施設や保育所等で勤務されていて、対応の仕方についての経験や理解などがあれば、場合によってはあり得るか。そうではないところで、一対一の行き詰まった関係ができてしまったときには心配がある。

○やはり補助者は必要か。それを100%必要とするか、里親申込者が児童養育の経験等がある場合には、そこまでは要求しないとするか、あるいは補助者がいなくて単身者でも可能性があるなら、要件とはすべきではないとするか。

○単身者の養育は、行き詰った関係が生じるリスクはあると思うが、その人次第という部分もある。可能性のある方を閉ざすよりは、運用上で判断されればいいのかと考える。

○補助者が何らかの形でいるほうがいい。単身者のみというよりは、何らかの形で複数人、何かあったときに誰かしらがいるべきかと思う。

○リスクということを考えると、誰かいるということの安心感はやはり捨てがたい。

○子供の年齢も高く、通学のためだけになどを想定すると、単身者でも大丈夫ではないかと思う反面、圧倒的多数の子供は、やはりそれだけではないだろう。

○子供の状況によっては、単身者でもある程度調査の段階で養育の質が見込まれる、あるいは短期で、あまり重篤な課題を抱えていない子供の場合には、その受け皿を確保するという意味はあると考える。同居人の存在が、場合によってはストレスになることもあるだろうし、運用上の判断によるだろう。同居者がいるからといって委託するわけではない。

○同居人がいるからそれでいいとまでは言わないが、恐らく多くのケースは、存在が求められるだろう。一つのアイデアとしては、基本的に要件には盛り込まず、例えば養育経験の有無や、同居人や補助者がいるかどうかということも必ず聞き取り、必要に応じて確認し、実際の委託に当っては、そこを勘案して委託するように解説をつけるというのはいり得る。

○仮に補助者要件を入れる場合に、現行の基準は、「20歳以上の子又は父母等がいること」としているものを、案では、「20歳以上の親族等がいること」としているが、実質的には変わらないという理解でいいのか。

○現行の基準では、「父母等」としているが、案では「親族等」として少し意味合いを広げている。信頼関係がとれる方で、同居であればという意味合い。

○「父母等」や「親族等」とする場合には、基本的な解釈としては、全く誰でも良いわけではなく、父母に準ずるといふか、父母に近い役割を果たしている方、あるいは親族であってもその親族が広い役割を果たしている方ということになる。それを考えた場合に、「親族等」という言い方がいいのか、現行のように「子又は父母等」が良いのか、議論はあり得る。

○「起居を共にし」という生活基盤をそこに置いている成人者がいるということが大切であって、血縁とか云々ではないだろう。

○「主たる養育者の補助者として、子供の養育にかかわることができる」というように限定があるわけだから、「親族等」を工夫して狭くする必要はないのか。

○補助者については、やはり必要だと思う。安定的な養育が成り立っているときにはいいが、少し上手くいかなかったり、辛くなってきたり、その養育者相手には子供が様々なことを言えなかったりなど、関係が難しくなり、配慮が必要な状態になってきたときに、一直線の関係ではなく、三角形という関係のほうが、安全の担保という意味では良いだろう。施設職員であっても一対一対応ばかりはやらない。そういう意味でも補助者の要件は、今後、申込者の要件を広げていくなれば、尚更必要だろう。

○補助者は基本的には必要ではないかという考えか。児童養育の経験があればそこは容赦できるのか、あるいは児童養育の経験云々というよりも、補助者は基本的に必要であると考えべきか。

○児童養育の経験は、人それぞれであるため、必ずしも経験があればそれが役に立つ経験とはいえないと思うので、経験のところはなくてもいいのではないか。むしろ同居者がいて、その経験を補うだけの養育に対する姿勢が持てていれば、あるいはそれを確認していくチームのサポートがあればいいのではないか。

○申込者の要件を広げていくという意味では、案3がいいか。申込者の養育観や子供観などが一番大切にされるべきだろう。

○案2、案4における「児童養育の経験」は、かなり広い範囲のものとなっている。例えば「実子等の養育」については、フレンドホームやショートステイでも良しとしている。里親を希望するならば、まず一度はショートステイを受託してみて、その上でどうですかということが言える。その意味では、案2、案4の「児童養育の経験」は、ハードルも低く、それを求めることがそんなに大変なのか、やろうと思えばできるのではないかと思う。

○「実子等の養育」には、フレンドホームも入るが、例えば他自治体で里親を経験したことがある方が転居されて希望する場合や、過去に養育家庭をしていたが、インターバルがあって再び希望する方など、過去の経験も含めて幅広く捉えたものになる。

○過去に他自治体で里親経験がある場合は、それはそれで十分だが、むしろそういう経験もない場合に、まずはフレンドホームをやってみる、あるいはショートステイをやってみるなど、宿泊を伴い子供を預かる体験をしてみることを促すということは、あり得るのかと思う。

○いずれにせよその場合にも、児童養育の経験が夫婦には求められないが、単身では何故求められるのかという整合性の問題はある。

○単身者の場合は、負担が重くかかる。フレンドホームやショートステイという養育経験は、本当の意味での養育経験にはならないし、子供は、ある程度長い時間の中で、子供だって姿も変えるし、反応も違えるし、調子の良い時、悪い時もある。それを考えるとそこまでもいかない理解というか、子供というのはこんなものという最低限その理解を求めるといったものではないか。

○それは交流というレベルで段階的にやっているのではないか。

○一旦は認定しておいて、それで実際に委託する前にそういった交流をすることによって今のところはカバーできるだろうということか。

○何故、夫婦では養育経験が要らないのに単身では要するのかという意見は理解できる。

○養育経験と補助者、どちらのほう更重要かという議論になった場合には、補助者が必要というほうが優位だろう。

○補助者が必要という要件は必須か。また、児童養育の経験は解説に入れ込み、そちらを確認すれば足りるか。当然そこは申請時に確認するだろう。その上で、児童相談所が実際に委託する場合には、そういった経験も踏まえて委託するというガイドライン的なものを設ければ良いか。

○もちろん養育経験はないよりあったほうが良いだろう。しかし経験がなければできないかといえ、そうでもないと思う。

○児童養育の経験というのは、要件というレベルで設ける必要はないか。一方で重要な考慮要素であることは一致しているため、解説にどのように入れるかは、工夫の余地がある。児童養育の経験については、どのような経験があるのかを確認し、児童相談所として実際に委託する場合には、そこを当然重視していくこと、場合によっては実際に委託する前に子供との交流などの経験を積んでいただくということも良いのではないか。

○案1にある、「子供を適切に養育できると認められること」という要件を入れておく必要はないのか。現行基準の家庭及び構成員の状況の中の(5)には、この文言は入っていない。しかし、当然ながら配偶者がいようがいまいが必要である。

○単身であろうと何であろうと、本来であればこの文言を入れたほうが良い。国の基準があるから別に入れる必要はないということであれば、それはそれで筋は通るが、その言葉をどうするかという問題もある。

○子育て経験がない方を要件に入れる場合、「子供を適切に養育できると認められる」というのは何を基準にするのか、子育て経験者は別だが、逆にハードルが高くなる。

○適切に養育できるのであれば誰でも良いのかというような話になるか。

○都への問い合わせには、ひとり親の方、あるいは障害児を育てたひとり親の方などから、里親を希望しているが、都は全く基準にかからないという意見がある。そのような希望者の養育資源を活用していきたい。

○案1の「子供を適切に養育できると認められること」という文言を、配偶者がいない場合に限らず盛り込むかという意見があったが、返ってそれが全体のハードルを高くする、別の言い方をすれば、やはり判断は難しいということになるのか。国基準においても、この文言が配偶者がいない場合についての要件であるとするなら、全体についてこれを入れるかどうかというのは別の論点になる。

○案3を基本的には採用し、解説の中で児童養育の経験等について記載するというで良いか。

2 年齢要件の再検討について

○養子縁組里親について、国の指針やガイドラインを見ると、あっせん法は基本的に民間の業者を対象にしているとはいえ、やはり一定の年齢で排除することに対しては消極的な考え方が示されている。その考え方を尊重すれば、案1は選択しにくい。国の要件に倣ってということにもなるが、案2で良いか。

(異議なし)

○養育家庭について、現行基準は25歳以上65歳未満としているが、案1は20歳以上70歳未満としている。短期委託については現在でも65歳未満という上限はない。案2は、年齢要件は撤廃するというもの。

○その上限については実績を見てから再検討するとしていた。

○70歳以上で新たに里親を希望する方はあまりいないようだが、引き続き委託を継続している方の例がある。年齢要件があったほうが判断しやすいのか、あるいは年齢要件がなくても個々のケースで判断するのか。解説案には診断書を出してもらうという案になっている。

○年齢要件がない場合は、委託に結びつかない未委託の家庭が、長らく期待を持ちつつ高齢となっていく状況が増えていくことが予想される。年齢が高くなればなるほど委託時に求められる条件は厳しくなっていくと思われる。

○現行基準では、上限年齢となれば更新はできないため、事実上は未委託のままで終了としている。養子縁組里親であれば、その後に養育家庭に移行することはあるかもしれない。また、上限年齢の方でも、短期レスパイト限定で継続している方もいるが、そうではない方が委託に至らないまま続くことになるか。

○養育家庭の場合は、実際には長らく委託実績がなければ、ある程度の年齢のところで更新はされないという判断もあり得る。養子縁組里親については、上限を50歳未満として制限しているが、上限年齢がなければ、多くの方が未委託のまま残ることになるだろう。

○養育家庭については前回の議論でも、実務的にはある年齢で制限したほうが良いという意見もあった。

○年齢要件が問題になるのは、養子縁組里親のほうではないか。養子縁組里親の年齢要件は、都がかつて、年齢上限を50歳までに引き下げたという経緯があるため、それをもう一度撤廃するという話になる。

○養育家庭については、特に年齢上限について現行基準の65歳から70歳というところで切るか、全く撤廃するか、実務的にはどちらも余り変わらない。引き続きできるのであれば更新はされるし、新たに70歳以上になって希望して申請があるかということ、実際にはほとんどないとすれば、例えば70歳で制限したとしても、意見はあまり出ないのかと思うが、受け止められ方の問題か。

○年齢を制限することは難しい。

○例えば何故70歳を上限とするのか、何故この年齢で切るのかを合理的に説明することが難しいだろう。年齢は個人差のある話。また、現代は高齢社会だが、一方では元気高齢者を活用しているとする流れもあり、機械的に年齢を線引きすることは、そういう意味からも難しいだろう。

○権利を年齢で制限することは難しいが、高齢となりどうみても責任を果たせないだろうというような場合もある。行政として子供の養育を委託する際に、年齢制限はあり得ると思う。

○年齢撤廃によって未委託が増えることは全国的にも同様だが、一方で里親会などからは、「子供のために様々な選択肢で、例えば民生委員さんなども含めて認定をしていくということを是非に進めてほしい」という意見がある。

○70歳を越えていても元気な方はいる。これからそういう方が増えることも間違いないだろう。

○認定の前には、やはり年齢的なものや体調なども考慮して、例えば短期的な委託や一時保護委託の提案をしたり、場合によっては委託できる児童がいないかもれないことなどを説明し、十分に理解を求め、申込んでいただくことになるか。

○どのような方にどのような方針で委託していくのか見定める必要もある。

○年齢制限を撤廃する場合、案2の解説に「健康診断書の提示」や「疾病等の状況を確認する」としているが、具体的には何を確認するのか。

○一般健診程度しか求められないだろう。

○他自治体でも、一般健診の内容を提示してもらい、疾病の診断書は必要に応じてとしているよう。また疾病がある場合は、どのような治療や健康管理をしているのかを聞取っているよう。

○提示された診断内容を確認しながら、申請時に児童相談所が申込者と丁寧に話し合うことができる。

○年齢要件撤廃として、65歳以上の場合は、健康診断書等を提示するというので良いか。

(異議なし)

3 経済状況要件の再検討について

○資料3の改正案、解説に入れ込む内容について、見直す必要がなければこのままで良いか。

(異議なし)

4 住居要件について再検討

○前回は、案2、案3で議論があった。案2は、住居の広さについて「住生活基本計画」に定める最低居住面積水準以上であることを基準に入れ込むという案。案3は、基準については「住居の環境が児童の保健、教育その他の福祉上適切なものであること」、「住居の広さ、間取りについては、実子及び委託児童の年齢、性別、人数に配慮した適切な環境が確保されることが見込まれること」として、住居の広さについては解説に入れ込むという案。(別紙)は、住生活基本計画に基づいて作成した「必要な居室数の目安」を修正。例えば家族3人で大人が2人、3歳以上6歳未満が1人の場合は、1室必要となる。子供の将来のことを考えてどうかという視点は、検討の余地がある。

○(別紙)にある、必要居室数の目安とは、LDKは除くということか。つまり本当に一部屋が寝室などになり得る部屋ということか。

○基準について、国の計画が参考になるという反面、福祉分野で策定された計画ではない。国の計画というものが将来変更される可能性もあるか。

○そういう意味では、基準にはならないが解説のほうに載せて、実務的にはそれをしっかりと踏まえていくほうが良いだろう。

○解説も公表していくということが良い。

○解説に入れて要件を満たしているか、満たしていないかを確認し、仮に満たしていない場合、案3では、何等かの事情から大丈夫であるという反論があり得るだろう。案2では、これを満たしていなければその段階で事情は考慮しないということになる。

○案3でいいだろう。

○審査会上げてもらい、大丈夫であるという理由を確認し、それを検討しやはり無理だと判断することもあり得るということか。

○案3であれば、例えば申請時点で要件を下回っていた場合、それなりの理由が必要であろう。特に理由がない場合は、申請しても審査会で承認されるか実際は難しいとなるだろう。

○仮に案3の場合に、解説の記載はこれで良いのか。「最低居住面積水準を満たしているかを確認すること」としているが、「原則として」としている。つまり原則として満たしていることを確認することになる。そのほうが、児童相談所の申請時点でも、基本的にこれを満たしていなければいけないという形で、満たしていなければ、無理だということになる。

○案3の解説の下段は、「希望児童年齢に応じた児童1名を加えることとする」としているが、例えば(別紙)では、大人が2人で3歳未満を希望した場合の必要居室数の目安は1室となる。現行では2室10畳以上であるため、少なくとも2室は必要だとしてきたが、3歳未満の子供を希望する場合は1室でも良いとなるが、それで良いのか。

○その場合は、最低居住面積が19.7畳必要となる。19畳必要だとなれば、1室で十分だろう。

○長期委託が継続された場合、個室を確保するかどうかというところだろう。将来的には、パーティションなどを考えているというような回答を求めることになるか。

○必要居室数の目安を、希望年齢で絞ってしまうのはどうなのか。少なくとも1名が委託できる、どのような年齢であっても1名が委託できる広さは、逆に確保してもらうことが必要だろう。仮に5歳の時に委託しても、1年後にはもう1部屋必要な年齢になるため、解説の「希望年齢に応じた」という記載は割愛してもいい。世帯構成員に児童1名を加えることとすれば良い。

○そうすると、2室は絶対に必要ということになる。広くても部屋数が必要となるか。

○10歳以上だと、大人分の広さや部屋数が必要になるということか。

○希望児童年齢が不問の方の中には、低年齢児で比較的短期でも可能な方もいる。それであれば、広いスペースがあれば可能になる。

○実際に大きなスペースで1部屋という家の構図はあるのか。

○スタジオルームは結構ある。

○案3にしておけば、審査会で審議することになるだろう。また例えば希望児童は低年齢児だが、

長期委託を希望している場合に、このままの居住環境で大丈夫なのかという話が出てくるだろう。基準として、よく言えば融通が利くし、悪く言えばやや曖昧にはなるが、案3のメリットは、そのあたりの実情を踏まえて対応できるところか。原案どおり、解説下段のなお書きは、「希望児童の年齢に応じた」という表記とし、最終的に適切かどうかは審議するということが良いか。

○基本はそれで良い。ただ、認定の審議に参加した経験から、希望する年齢は圧倒的に年齢の低い児童が多く、審議しにくいところがある。

○確かに年齢の低い児童を長期に受託したいという希望が多い。それをベースにすると、受託時は3歳未満であっても、当然部屋数が足りなくなることは明らかとなる。例えば6歳以上10歳未満の児童を1人加えるような形にするか、あるいは満たさない場合でも、満たさないが、それは3歳未満の児童しか受託するつもりはない、またそれほど長期でもないといった事情をもって判断するか。案3にすれば、要件に満たさない場合でもそれなりの理由があれば考慮できることからすると、少し要件を上げて、それで全く排除するということにはならいため、6歳以上10歳未満、あるいは10歳以上の子供ということで1人足すとしても、審査会上げてもらい、実情を見て判断するということになるだろう。

○それであれば、「10歳以上の児童を1名」として、後はその時の家族状況などで考慮するとしたほうが良い。

○案3であれば、それでも良いか。解説下段のなお書きのところは、「算定する際の世帯構成員には」、「希望児童年齢に応じた児童1名」ではなく、「10歳以上の児童1名を加えることとする」。そうすれば、(希望児童年齢に幅がある場合はそのうちの最高年齢の児童とする。)という括弧書きはいらない。

5 その他の要件についての検討

○東京都内に居住しているという要件はこれで良いだろう。

(異議なし)

○認定前研修を修了していることも当然のことであり良いだろう。

(異議なし)

○里親が行う養育に関する最低基準の遵守、児童相談所等関係機関と協働することが可能であることについても良いだろう。

(異議なし)

○親族里親の項目について、国の要綱にあった、「児童を児童福祉施設に入所させて保護しなければ

ならない状況」という記載が削除されているので、都もそれを削除するという事は妥当だろう。そのため、資料6の改正案のイに改めるということだろうが、「経済的に困窮し、生計を維持することが困難となってしまう状況等にあること」という記載は、国の資料に記載はあるのか。

○資料8の3ページ目、「4 里親制度運営要綱（国）」の第5の（3）に記載がある。

○まずは扶養義務があるということ、しかし扶養義務がある場合であってもということで、これは基本的には入れざるを得ないだろう。改正案で工夫したのは、「等」を入れたところか。

○生計を維持するような困難さというところだけではなく、経済的に緩和できる意味合いで「等」を入れてはどうかということか。

○改正案のイの解説では、「児童扶養手当の支給対象となり得る所得額である」という状況は、必ずしも経済的に困窮し、生計を維持することが困難となってしまう状況には当てはまらないということにもなるか。

○「児童扶養手当云々」という案は、国基準に記載がなく都独自ということか。

○今までは、目安が曖昧だった。

○児童扶養手当の一部支給を目安とすることは厳しくないか。

○過去の認定事例で、このあたりの判断基準はどのように関係していたのか。

○現行では関係する基準がなかったが、「施設に入所させて保護しなければならない」という状況であるため、東京都では対象となる家庭も増えていなかったところもある。国の要綱では「経済的に困窮し」というところが新たに入っているため、対象の範囲は少し広がるか。しかし一方では、扶養義務があるということは絶対であり、経済的に困窮しておらず、扶養義務がある方には、扶養していただくというのは大原則。その次に「困窮している」ということであれば、どこを目安にするかということが曖昧であったため、児童扶養手当を目安にと考えた。生活保護を目安にすると厳しくなってしまう。

○児童扶養手当の基準を使わないとすると何か他に基準があるのか、あるいは基準をあえて書かないようにするか。

○少なくとも改正案のイの「所得額であること」というのは、これ以下ではないと基本的にはだめという話だろう。

○基本的な考え方として、親族里親として認定されていない方々も、今後は認定していくのか。

○そういう考え方があっても良いのではないか。

○児童扶養手当の支給対象（一部支給）となり得る所得額では、厳しいのではないかという意見があるため、この点はもう少し見えやすい形で具体的な数字なども含め、再度検討したほうが良い。

○親族里親の経済的な状況の規定などについて、他自治体の状況を調べてほしい。

○親族里親そのものは、決して認定件数が多いという状況ではない。東京都の場合も登録数は5件程度。

○件数として多くはないだろうということか。

○現行基準では、施設入所を余儀なくされる場合に適用されてきた。

○単身者要件の補助者について、案3では「20歳以上の親族等」として親族以外の同居者も広めてみるという案になるが、例えばLGBTの方や事実婚などがあるだろう。

○親族に限らず「等」としたということか。現行の基準でも「等」としているが。

○現行の基準では「父母等」としており、その場合の「等」は親族を指すという解釈になる。

○現行の基準では、社会通念上の事実上の婚姻関係についても認めていた。それを広げていくということで「親族等」として、「20歳以上の子又は父母等」を「親族」として捉え、その他の方々も「等」として、LGBTの方々も含め、要件を広げるという案になる。

○LGBTの方の相談者は増えている状況があるのか。

○東京都は認めていないだろうということで実際には余り相談はない。様々な団体の方や委員の先生などが、そういった相談を受けているという状況は東京都も把握している。

○20歳以上の者がいることという理解で良いか。

○継続的な同居者であるから、20歳以上の一時的な方ではなく、ある程度継続して生活していくという意思がある方だろう。

○解説にある「同居状態の安定性、継続性」を審査会で確認するというところだろう。

○審査会で上がった際に、LGBTだという理由で認定できないとすることはない。規定としては、「親族等」として、含意するところは安定性と、いわゆる血縁ではないにしてもそれに相当するような親族的なかわりという意味合いがある。

○認定基準基本要件（5）のウについて、国の基準も、あるいは都の基準も、児童福祉法違反及び

児童買春、児童ポルノに係る云々がある。これについて「罰金以上の形に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者」と定められているが、罰金刑の場合には罰金の支払いを完了すれば刑の執行が終わると解釈され、認定基準基本要件の（５）に該当しないことに疑問がある。

○（５）のイでは、罪の種類を問わず、禁固刑以上であるため、基本的には禁固懲役。例えばだが、禁固懲役であれば５年だが、ウのほうなら永年とするのもあるか。

○それくらい必要ではないか。養育里親ということで東京都が子供を委託する方には守っていただきたい。

○少なくとも養育家庭について、ウの法律違反があった場合には欠格要件に入れるか。国の規定により罰金以上の刑に処せられた者となるだろうか。「執行を受けることがなくなるまで」というのは疑問だ。

○（５）のイでは、様々な罪があり得る話で、一律にだめということにならないとすると、禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わった日、または執行を受けることがなくなった日から起算して何年を経過しない者ということにするか。

○（５）のエでは、虐待をした者は該当であることにも比して疑問があるため、検討してほしい。

○次回はこれまで審議した各項目を事務局で素案としてまとめて、本日の検討項目も整理して提示する。また次回は、東京都児童福祉審議会松原委員長も出席予定。